



歴史まちづくり

ニュース
第25号



発行：名古屋市観光文化交流局歴史まちづくり推進室 Tel.052-972-2782

発行日：令和4年12月

有松地区における歴史的建造物利活用調査について

有松地区の特性に応じた歴史的建造物の利活用によるまちづくりを進め、持続的な発展につなげていくため、名古屋市では「有松地区における歴史的建造物利活用調査」を実施しています。今回は、調査から分かった有松の現状などについてお知らせします。

◆ 歴史的建造物の空き家調査（潜在的物件含む）

6～7月頃にかけて、有松町並み保存地区における空き家・将来の空き家となる可能性がある歴史的建造物の把握や、所有者の利活用に関するアンケート調査を実施しました。ご協力ありがとうございました。

調査後は、アンケート調査の回答を元に所有者の方々へヒアリングなどを実施しています。

<調査から分かった 有松の現状>

- 歴史的建造物は敷地規模も建物規模も大きい。
（一戸建敷地面積 名古屋市平均：約 186 m² / 調査対象の歴史的建造物平均：約 709 m²）
- 重伝建地区内における高齢化率は、名古屋市全体（25%）や緑区の平均（23.1%）に対して非常に高い。（43.8%）
- 歴史的建造物の空き家調査によると、現状では居住等の自己利用が多いが、完全に空き家化している物件と建物の一部が空家化している物件が合計で約 30%見られ、自己利用と回答した人の約 30%が、今後も使い続けるかわからないと回答がありました。
- 建物の維持管理の困難さについても意見が寄せられました。

建物が大きいと
維持管理も大変！



◆ 「古民家を活かしたまちづくり構想」の策定に向けて

上記の現状を踏まえて、歴史的建造物の利活用によるまちづくりを進めるため、名古屋市では有松地区において「古民家を活かしたまちづくり構想」を策定します。構想について、地元まちづくり団体の方々や、有松地区で新たに事業展開をしている方々と意見交換会を実施しています。また、来年1月に、住民の皆さまに向けた説明会を実施する予定です。

意見交換会の実施結果や住民説明会についての詳細は、次号でお知らせします。

「古民家を活かしたまちづくり構想」に関する住民説明会（予定）

日時：令和5年1月28日（土）14時～ 場所：有松小学校 多目的室

日本遺産に関するアンケートを実施します

有松町並み保存地区内にお住まいあるいは勤務されている方々を対象に、日本遺産に関するアンケートを実施しますので、回答にご協力をお願いします。

配布日 令和4年12月上旬予定

配布方法 有松町並み保存地区内各戸へ郵送

(郵便局の配達地域指定郵便物を利用して配布予定)

回答期限 令和4年12月31日まで (過ぎた後でも回答は可能です)

※同封の返信用封筒に入れて郵便ポストに投函ください

皆さまの貴重なご意見
お待ちしております！



令和元年5月に、有松のまちを語るストーリー「江戸時代の情緒に触れる絞りの産地 ～藍染が風にゆれる町 有松～」が文化庁の日本遺産に認定されました。



日本遺産とは

地域で継承保存されている建造物や祭りなどの有形・無形の文化財を通じて文化や伝統を語るストーリーを文化庁が認定するものです。



有松の認定
←ストーリーは
こちら！

有松謎解きラリー～日本遺産に隠された宝を探せ～開催中！

日本遺産有松の町並みを巡りながら、謎解きができる「有松謎解きラリー」を開催中です。皆さま、是非ご参加ください！

期間 令和4年10月29日(土)～12月11日(日)

参加料 無料



※本イベントの参加には、チラシおよびLINEアプリの入った

スマートフォンやタブレットが必要です。詳細についてはチラシをご参照ください。

※チラシは、岡家住宅や有松・鳴海絞会館、名鉄の各駅などで入手可能です。

町並み保存地区内で工事や看板の設置等をお考えの際、まずはご相談ください

建築行為等を行う際は、工事着手前に市への許可申請・届出が必要となります。また、市への許可申請・届出を行う前に「有松町並み相談会」に事前相談(意見交換)を行ってください。

事前相談・手続きには時間を要するため、建築行為等をお考えの方は、構想のできるだけ早い段階で歴史まちづくり推進室にご相談ください。

伝建地区・町並み保存地区に関するご意見やご質問は、歴史まちづくり推進室にお寄せください

名古屋市 観光文化交流局 歴史まちづくり推進室

TEL : 052-972-2782 FAX : 052-972-4128 E-mail : a2782@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp